

# さいたま市業務委託郵便入札執行要領

## (趣旨)

**第1条** この要領は、さいたま市が発注する委託業務（ただし、建設工事に伴うものを除く。）の一般競争入札又は指名競争入札において、入札書を郵送する方法による入札（以下「郵便入札」という。）の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象案件)

**第2条** 郵便入札の対象案件は、一般競争入札の場合は公告において、指名競争入札の場合は指名の通知において指定するものとする。

## (入札の公告等)

**第3条** 郵便入札の対象案件のうち一般競争入札の公告等については、さいたま市契約規則第4条に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。また、指名競争入札の場合には、入札参加者に対し、さいたま市契約規則第4条第1号及び第3号から第7号までに掲げるもののほか、次の各号に規定する事項を入札期日の2日前までに通知するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 開札への立会いに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、郵便入札に関し必要な事項

## (入札に係る費用の負担)

**第4条** 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

## (入札書の提出方法)

**第5条** 郵便入札の参加者は、入札書を、第3条第2号の到達期限までに第3条第3号の入札書の送付先に到達するよう、一般書留又は簡易書留等で提出しなければならない。

- 2 前項の規定により入札書を送付する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、件名、開札日時及び入札参加者名を記載し、封かんした上で郵送用の外封筒により送付するものとする。
- 3 前項の郵送用の外封筒は、調達課又は当該業務を所管する課所等（以下「契約担当課」という。）のあて名とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては、法人名）を記載しなければならない。
- 4 複数の案件を1つの外封筒に封入し送付する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成し封入するものとし、全ての案件の到達期限前に到達するよう送付しなければならない。
- 5 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第2項に規定する郵送用の内封筒に同封しなければならない。

## (入札書の保管等)

**第6条** 入札書等が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書等を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで契約担当課において厳重に保管し、入札を執行する課へ引き渡すものとする。

- 2 到達した入札書等は、書換え又は引換えをすることができない。

## (入札の辞退)

**第7条** 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただ

し、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

**(入札の無効)**

**第8条** さいたま市契約規則第13条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第3条第2号の到達期限までに到達しなかった入札書による入札
- (2) 第5条に規定する提出方法によらずに送付された入札書による入札

2 前項の規定により無効とされた入札書は、返却しないものとする。

**(開札への立会い)**

**第9条** 入札者又はその代理人は、開札時に立ち会うことができる。ただし、指定の期日までに承認を得た者に限る。

2 開札の立会いを希望する入札者等の有無にかかわらず、当該業務の入札事務に関係しない主査以上の職員が、入札の執行立会人として開札に立ち会うこととする。

**(開札)**

**第10条** 開札は、公告等に記載した場所において行うものとする。

**(再度入札)**

**第11条** 初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行うものとする。

2 再度入札に参加することができる者は、初度入札が無効とされなかった者に限る。

3 再度入札は、1回限りとする。

4 再度入札の開札日時及び場所、入札書等の提出方法並びに到達期限については、再度入札に参加することができる者とされる者に対し、速やかに連絡するものとする。

**(くじによる落札者の決定)**

**第12条** 落札とすべき同額の入札が複数あるときは、落札決定を保留し、新たに日時及び場所を定め、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者は、くじ引きを辞退することができない。

2 前項のくじ引きにあたり、当該入札者等がくじを引かないときは、これに代わって当該入札の執行立会人にくじを引かせる。

**(入札結果の公表)**

**第13条** 入札の結果、落札者となるべき者があったときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面等により連絡するとともに、入札結果をさいたま市ホームページ及び必要に応じその他の方法において閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による閲覧の期間は、執行した月の属する年度の翌年度末までとする。

**(入札の延期等)**

**第14条** 市長は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

**(見積執行)**

**第15条** 随意契約の場合の見積合せにおいて、見積書を郵送する方法による見積合せの執行については、この要領の指名競争入札の方法を準用する。この場合、「入札」とあるのは「見積」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、第8条第1項第2号の規定は適用しない。

**(その他)**

**第16条** この要領に定めるもののほか、郵便入札の執行に関し必要な事項は、契約担当課長が別に定める。

**附 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和6年4月1日から施行する。